

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：大阪府・泉佐野市

1 地域活性化総合特別区域の名称

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

「りんくうタウン・泉佐野市域」は、世界と結ばれる関西国際空港の対岸という立地特性に対応した医療サービスとして、医療通訳など充実した外国人診療機能に加え、海外富裕層のニーズにも対応可能な高品質で満足度の高いがん医療等の医療資源を有している。

令和8年度から令和12年度までの計画（第4期計画）では、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）後の「将来の大阪の姿（2040年）」を明らかにする「Beyond EXPO 2025」を踏まえ、医療及び観光における「安全・安心の提供」を通じて、更なる地域魅力を創出・発信し、関空ゲートシティとして一層の魅力と認知度の向上を目指していく。

医療分野では、本地域の医療資源を活かし、外国人診療機能及び外国人のニーズを充たす高品質で満足度の高い医療サービスを充実・展開する。

観光分野では、多様な食習慣を持つ訪日外国人に対応したメニューの開発や提供店舗の開拓などによる食の受入環境を醸成していく。また本地域のステークホルダーと連携し、観光資源の掘り起こしや地場産業のPR、地元食材の活用を進めていき、これらの取組による経済の活性化を通じて、地域への還元を図る。

第4期計画では、医療分野と観光分野それぞれの取組とその相乗効果により、「国際医療交流の推進」と「外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進」を更に進め、国際医療交流の拠点づくりを目指す。

ア 国際医療交流の推進

(ア) 外国人診療における安全・安心の提供

りんくう総合医療センターにおける外国人診療をよりスムーズに進めるため、令和7年4月に共同運営部門に設置した「国際センター」により医療・事務スタッフ間の連携を強化し、迅速かつ効率的な外国人診療やその広報活動に取り組み、外国人患者へ安全・安心を提供する。また、医療通訳や国際医療コーディネーターを育成し、医療サービスの質を向上することで充実した外国人診療機能を提供する。

(イ) 治療に訪れる外国人のニーズを満たす高品質で満足度の高い医療サービスの充実・展開及び地域連携・還元

令和6年12月に設立した「りんくう医療技術国際親交財団」による研修生の滞在等の支援並びに研修体制構築の支援などにより、幅広い国からの外国人医師との交流を促進することで、相互の医療技術の更なる向上を図る。

また、海外富裕層をターゲットとした戦略的なプロモーションによる認知度の更なる向上に取り組み、がん治療、再生医療及びカテーテル治療等の医療サービスの内容を更に充実し、イ

ンバウンドによる医療分野での消費拡大を目指す。

さらに、メディカルリンクウポートにおける健康づくり支援サービスの充実などにより、地域との連携及び成果の還元を促進する。

イ 外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進

(ア) 関空ゲートシティとして、観光面での安全・安心の提供

関西国際空港以南を始め多方面の送客拠点として、各エリアの自治体間や観光団体間の連携に加え、地域通訳案内士やボランティア間等、更なる連携の構築によるシームレスなサービスの提供に取り組むとともに、海外富裕層を対象にした体験ツアー参加者の増加を図るため、多言語に対応できる地域通訳案内士の育成に努める。

また、ハラルやビーガンなど食の多様性に対応したメニューの開発や提供店舗の開拓などにより食の受入環境を醸成する。

さらに、地域のステークホルダーとの連携により発掘した新たな観光資源や地場産業、地元産の海産物や伝統野菜等の地域食材を活用した体験商品の開発及び販売促進に取り組み、これらによる経済の活性化を通じて、地域への還元を図る。

解説： 本地域を含む関空・リンクウ周辺エリアは、「大阪のまちづくりグランドデザイン」においても、世界のゲートシティとしての国際交流機能と泉州南部の核を担う拠点エリアの形成を目指す位置づけられている。

平成23年度から平成27年度までの第1期計画では、地域の医療機関の集積を活かした取組を更に発展させるため、新たに高度がん医療拠点施設を整備するとともに、医療通訳や特区ガイドの育成などを通じ、ハード・ソフト両面における「国際医療交流の拠点づくり」の環境づくりを進めた。

平成28年度から令和2年度までの第2期計画では、整備した拠点機能を最大限に活用した国際医療交流の更なる推進や急増する訪日外国人を積極的に受け入れる取組を進めてきた。

令和3年度から令和7年度までの第3期計画では、がん治療、再生医療、行き届いた看護、リハビリテーションを含めた総合的な診療などにより外国人患者にホスピタリティの高い医療サービスを提供した。また、観光分野では地域魅力の向上と、関西国際空港以南の国際的な観光資源を有する地域との連携等を行った。

今後は、関西国際空港の対岸という立地特性に対応した医療サービス、関空ゲートシティとして、ショッピングを始めとする地域の魅力の活用及び関西国際空港以南を始め多方面の送客拠点として各エリアの自治体や観光団体、地域通訳案内士等との連携を更に進めることにより、本地域の活性化だけでなく、その効果を大阪・関西への広域波及につなげていく。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：国際医療交流の推進

数値目標(1)－①：医療通訳実地研修受講者数

(新規) 31人(R6実績) → 30人(R12目標)

数値目標(1)－②：医療通訳件数

(新規) 2,217件(R6実績) → 2,000件(R12目標)

〈対面及び遠隔での医療通訳件数〉

数値目標(1)－③：外国人がん患者受診件数（動脈塞栓術によるカテーテル治療件数）

75件(R6実績) → 110件(R12目標)

数値目標(1)－④：外国人患者受診件数（診療・検査・オンライン診療件数）※動脈塞栓術によるカテーテル治療は含まない

（新規）189件(R6実績) → 370件(R12目標)

数値目標(1)－⑤：医療サービス収入額

2億7千7百万円(R6実績) → 6億4千万円(R12目標)

〈外国人がん患者等医療サービスの収入額〉

数値目標(1)－⑥：外国医師等交流件数

30件(R6実績) → 53件(R12目標)

数値目標(1)－⑦：近隣施設共同開催イベント件数

（新規）6件(R6実績) → 6件(R12目標)

〈近隣商業施設と連携した「ヨガ講座」等の開催件数〉

数値目標(1)－⑧：ウェルネスイベント件数

（新規）26件(R6実績) → 26件(R12目標)

〈メディカルリンクウポート内で行う「ウェルネスイベント」の開催件数〉

評価指標(2)：外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進

数値目標(2)－①：地域通訳案内士(特区ガイド)活動件数

105件(R6実績) → 150件(R12目標)

数値目標(2)－②：訪日外国人延べ宿泊者数（泉佐野市内）

99万人(R6実績) → 140万人(R12目標)

数値目標(2)－③：訪日外国人1人当たり観光消費額（泉佐野市内）

94千円(R6実績) → 70千円(R12目標)

〈泉佐野市内観光案内所2箇所と市内主要宿泊施設で、一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会が実施する泉佐野市訪日外国人消費動向アンケート調査結果〉

数値目標(2)－④：体験商品の参加者数（新規）

295人(R6実績) → 900人(R12目標)

数値目標(2)－⑤：食の多様性に配慮したメニューの提供店舗数

10件(R12目標)(累計)

3 特定地域活性化事業の名称

国が進める健康・医療に関する研究開発や観光立国の実現に寄与するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、国際医療交流の推進並びに訪日外国人へのホスピタリティ向上及び地域魅力の向上による訪日促進の取組を行っていく。

① 高度がん医療拠点の形成事業（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2－4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

対象事業なし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

<<高度がん医療拠点の形成事業>> (地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社池田泉州銀行

株式会社三菱 UFJ 銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において「高度がん医療拠点の形成事業」に必要な資金を貸し付ける事業を行う。「高度がん医療拠点の形成事業」については、主として、国内外のがん患者を対象に、動脈塞栓術（血管内療法）を核に様々ながん治療法を提供し、併せて外国医師等との交流の場を提供する事業として、本総合特区の政策課題である「国際医療交流の推進」と、その解決策である「国際交流を通じた高度がん医療機能の充実（海外の医師等との交流促進・様々な治療法を集約した高度がん医療拠点の設置運営）」と整合している。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 2 号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・「泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例（おもてなし条例）」の施行（宿泊施設を設置する事業者に対し、上限1億円（施設の規模等により、上限額が異なる）を交付）（泉佐野市／平成28年4月1日～令和8年3月31日）
- ・企業誘致奨励金の交付額割増規定の要件緩和<地域活性化総合特別区域計画に基づく事業を行う企業として市長が認めるものについて、対象不動産にかかる固定資産税額に相当する額を、5年度の間、奨励金として交付>（泉佐野市／平成24年度～平成26年度）
- ・特区ガイド養成研修事業（泉佐野市／平成24年度～平成30年度）
- ・まち処（りんくう・関空・泉佐野）運営事業（泉佐野市／平成24年度～）（関空まち処は令和2年度まで）

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- りんくうタウンの公園区域の一部を商業区域等に変更（平成24年度～）
- りんくうタウン北地区の一部において宿泊施設を主用途とする建築物の容積率を600%から900%に変更（泉佐野市／平成29年4月～）

3 地方公共団体等における体制の強化

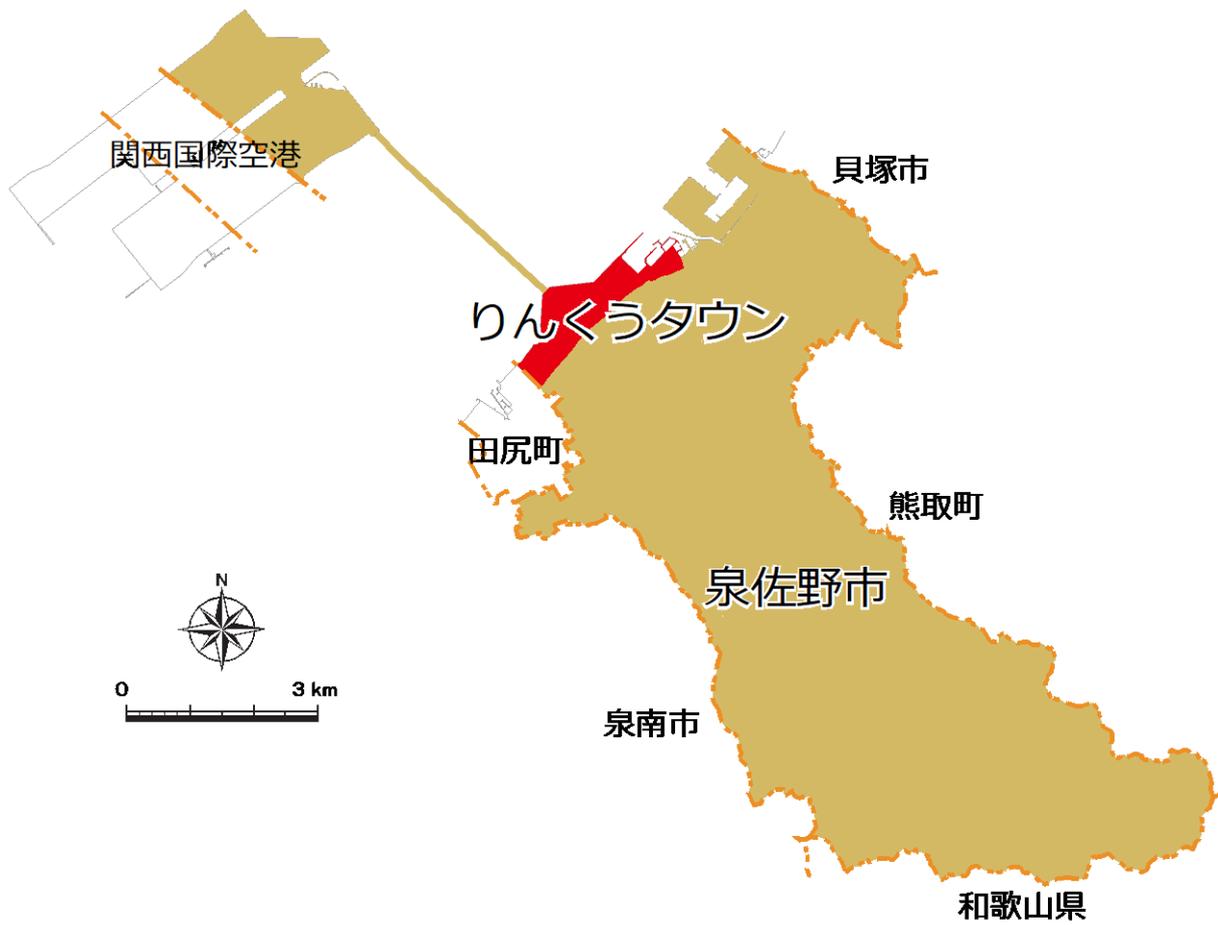
既存の取組に新たな民間的な発想を交えた幅広い増収策や活性化策を推進するため、「まちの活性化PT」を設置（泉佐野市／平成24年4月～平成25年3月）し、「まちの活性化課」を設置（平成25年4月～）。さらに、りんくうタウン駅ビルの管理運営を始め、駅ビルを核としたりんくうタウンのまちづくり、活性化に向けた取組を推進するため、駅ビル内に「成長戦略室」を設置（泉佐野市／平成29年4月～）。

関空の対岸という立地ポテンシャルを最大限に活かしたまちの活性化の取組を進めるため、「りんくうタウン活性化グループ」を設置（大阪府／平成24年4月～、平成27年4月からは財産活用グループ、令和2年4月からはタウン管理課、令和4年4月からタウン推進課）。

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	りんくうタウン国際医療交流推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年1月26日設立 平成23年9月1日に総合特区法に基づく地域協議会に位置づけ
地域協議会の構成員	株式会社池田泉州銀行 泉佐野観光ボランティア協会 泉佐野市 泉佐野市観光協会 一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会 泉佐野商工会議所 特定非営利活動法人泉佐野地球交流協会 泉佐野地域通訳案内士協会 大阪府 公立大学法人大阪 大阪公立大学 近畿日本ツーリスト株式会社 医療法人龍志会 IGT クリニック 株式会社 JTB 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン 特定非営利活動法人泉州佐野にぎわい本舗 株式会社三菱 UFJ 銀行 医療法人社団わかと会 りんくうメディカルクリニック 株式会社りんくうメディカルマネジメント 地方独立行政法人りんくう総合医療センター りんくう出島株式会社 ロート製薬株式会社
協議を行った日	(第19回) 令和7年8月6日
協議会の意見の概要	(第19回) ○1期計画からの主な取組結果とその評価、そして残っている課題を会員に示した上で、令和8年度以降も地域活性化総合特別区域計画を継続するかについて、意見を求めた。 ○会員からは、海外富裕層の患者を呼び込むための取組や、増加する旅行者の受入体制の整備に関して意見があった。 ○取組を継続することを確認するとともに、新計画の概要案について、会員の了解を得た。 ○概要案に規制緩和に関する記載がないこと、今回はコロナ禍という特別な事情がないため規制緩和を活用して取組をより進めたいことを説明し、新たに規制緩和を必要とする事項がないか、会員に再確認を依頼した。
意見に対する対応	(第19回) ○協議会の意見を踏まえ、事務局（大阪府）が計画案文について関係機関と調整を行うとともに、申請に向けて国（内閣府）とも協議を進める。 ○新たな規制緩和について、事務局も改めて項目を洗い出し、関係者に規制緩和の必要性を確認する。 ○会員は取組を進める上で障害となっている規制がないか再確認し、事務局がとりまとめて国に提案する。

別添7 特定事業実施区域に含まれる行政区画を表示した図面



国際医療交流の拠点づくり
「りんくうタウン・泉佐野市域」
地域活性化総合特区